[改正] [現行]

第1章~第9章 (略)

第10章 料金等

第1節~第5節 (略)

第6節 割増金及び延滞利息

第57条 (略)

(延滞利息)

第58条 X i 契約者は、料金その他の債務(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第58条の2に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合、この限りでありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている Xi 契約について、Xi 契約者がその Xi 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その Xi 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第7節 (略)

第11章~第14章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表~第6表 (略)

別表1~別表7 (略)

第1章~第9章 (略)

第 10章 料金等 第 1 節~第 5 節 (略) 第 6 節 割増金及び延滞利息

第57条 (略)

(延滞利息)

第58条 X i 契約者は、料金その他の債務(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第58条の2に規定するものをいいます。) へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合、この限りでありません。

第7節 (略)

第 11 章~第 14 章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表~第6表 (略)

別表1~別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話 モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	カンボジア王国	VIETTEL (CAMBODIA) PTE.LTD	<u>△4</u>	<u>-</u>	<u>△ A</u> <u>△ •</u> <u>△ Ⅲ</u>	<u> </u>
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	Ooredoo Myanmar Limited	<u>△6</u>	-	<u>△ A</u>	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

2以外	のもの
-----	-----

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話 モード又は 64kb/s デジタル通信モードこより国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	カンボジア王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(昭各)	(略)	(略)	(略)	(略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)							

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年8月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

附則(平成 27 年 6 月 26 日経企第 688 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。 (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第94号(平成27年4月16日)の附則第3項中「平成27年6月30日」を「平成27年9月30日」に改めます。

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(昭各)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)						

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年7月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

「改正]

第1章~第9章 (略)

第10章 料金等 第1節~第5節 (略) 第6節 割增金及び延滞利息

第73条 (略)

(延滞利息)

- 第74条 契約者は、料金その他の債務(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第75条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、 この条において同じとします。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
- 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている FOMA 契約、FOMA ユビキタ 又契約及び FOMA 位置情報契約について、契約者(FOMA ブリペイド契約者、FOMA 特定接続 契約者及び当社が指定する FOMA 契約者を除きます。)がその FOMA 契約、FOMA ユビキタス契 約及び FOMA 位置情報契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その FOMA 契 約、FOMA ユビキタス契約及び FOMA 位置情報契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない 場合があります。

第7節 (略)

第 11 章~第 14 章 (略)

料金表

通則 (略)

(注) (略)

第1表~第7表 (略)

別表 1 営業区域

_	77721				
	区分		通信を行うことができる地域		
	(略) (略)		(略)		
	1~6 (略)			
	7 ハイスト	ピードモードによる	る通信を行うことのできる地域は、当社が定める地域に限 <u>るものとし、当社</u>		
	はその地	域を当社のイン	ターネットホームページ等において公表します。		
	8 (略)				

別表2~別表8 (略)

[現行]

第1章~第9章 (略)

第10章 料金等 第1節~第5節 (略) 第6節 割増金及び延滞利息

第73条 (略)

(延滞利息)

第74条 契約者は、料金その他の債務(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求 事業者(第75条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きま す。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの 日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていた だきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りであ りません。

第7節 (略)

第 11 章~第 14 章 (略)

料金表

通則 (略)

(注) (略)

第1表~第7表 (略)

別表1 営業区域

区	分	通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
(略) ?ードモードによる	5通信を行うことのできる地域は、当社が定める地域に限ります。

別表2~別表8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

(略)

(略)

1 2以外のもの 地域 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話 事業者名 モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ 64kb/sデジタル データ通信モード ショートメッセージ 通話モード 通信モード 通信モード 南・北アメリ

(略)

(略)

(略)

(略)

リカ地方						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	カンボジア王国	VIETTEL (CAMBODIA) PTE.LTD	<u>△4</u>	1.1	<u>△ A</u> <u>△ ●</u> <u>△ Ⅲ</u>	<u> </u>
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	Ooredoo Myanmar Limited	△6	<u>-</u>	<u>△ A</u>	<u> </u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	•					

オセアニア地方 (略) (略) (略) (略) (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話 モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	カンボジア王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(邮各)							

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年8月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 27 年 6 月 26 日経企第 688 号) この改正規定は平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)			

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

電話 サービス 契約 約款の一部改正 玉 際 [改正] [現行] 第1章~第4章 (略) 第1章~第4章 (略) 第5章 料金等 第5章 料金等 第25条~第31条 (略) 第 25 条~第 31 条 (略) (延滞利息) (延滞利息) 第32条 契約者は、料金その他の債務(第33条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事 第32条 契約者は、料金その他の債務 (第33条 (債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事 業者(第33条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、 業者(第33条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。)につ この条において同じとします。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日 いて支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日まで の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息 の日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により として当社が別に定める方法により支払っていただきます。 支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合、この限りでありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている国際電話契約について、契

約者がその国際電話契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その国際電話契約に 係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第33条 (略)

第6章~第8章 (略)

料金表 (略)

附 則 (平成 27 年 6 月 26 日経企第 688 号) この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。 第33条 (略)

第6章~第8章 (略)

料金表 (略)

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正 「改正] 「現行] 第1章~第8章 (略) 第1章~第8章 (略) 第9章 料金等 第9章 料金等 第1節~第5節 (略) 第1節~第5節 (略) 第6節 割増金及び延滞利息 第6節 割増金及び延滞利息 第47条 (略) 第47条 (略) (延滞利息) (延滞利息) 第48条 契約者は、料金その他の債務(第48条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請 第48条 契約者は、料金その他の債務(第48条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請 求事業者(第48条の2に規定するものをいいます。) へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きま 求事業者(第48条の2に規定するものをいいます。) へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きま す。以下、この条において同じとします。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合に す。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日 は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定め 額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。 る方法により支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。 ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているワイドスター契約について、契 約者がそのワイドスター契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのワイドスター契約 に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。 第7節 (略) 第7節 (略)

第10章~第13章 (略)

料金表 (略)

附 則 (平成 27 年 6 月 26 日経企第 688 号) この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。 第10章~第13章 (略)

料金表 (略)

[改正]	[現行]
第1章~第6章 (略) 第7章 料金等	第 1 章~第 6 章 (略) 第 7 章 料金等
第 27 条~第 33 条 (略)	第 27 条~第 33 条 (略)
第34条 契約者は、料金その他の債務(第35条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第35条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この象において同じとします。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている無線 IP 契約及び国際無線 IP 契約について、契約者がでの無線 IP 契約に入び国際無線 IP 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その無線 IP 契約及び国際無線 IP 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。 第35条~第36条(略) 第8章~第11章(略) 附則(平成27年6月26日経企第688号)この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。	(延滞利息) 第34条 契約者は、料金その他の債務(第35条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第35条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。 第35条~第36条 (略) 第35条~第11章 (略)

[改正] [現行] 第1章~第8章 (略) 第1章~第8章 (略)

第9章 料金等第1節~第4節 (略)第5節 割増金及び延滞利息

第48条 (略)

(延滞利息)

第49条 契約者は、料金その他の債務(第49条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第49条の2に規定するものをいいます。以下、この条において同じとします。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているビジネス mopera 契約について、ビジネス mopera 契約者がそのビジネス mopera 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのビジネス mopera 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第7節 (略)

第10章~第13章 (略)

料金表 (略)

附 則 (平成 27 年 6 月 26 日経企第 688 号) この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。 第9章 料金等第1節~第4節 (略)第5節 割増金及び延滞利息

第48条 (略)

(延滞利息)

第49条 契約者は、料金その他の債務(第49条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第49条の2に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第7節 (略)

第10章~第13章 (略)

料金表 (略)

[改正] [現行] 第1条~第11条 (略) 第1条~第11条 (略) (遅延損害金) (遅延損害金) 第12条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで 第12条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで 当該分割支払金に対し、年6%の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 当該分割支払金に対し、年6%の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。 なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用する なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用する ものとします。 ものとします。 2 購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金 2 購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払 合計の残金全額に対し、年6%の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 金合計の残金全額に対し、年6%の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 3 当社は、前二項に規定する遅延損害金の支払い義務の適用を受けている場合について、購入者が 本契約に基づき支払うべき料金その他の債務が遅延損害金を除いてないときは、本契約に係る遅延 損害金延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。 第13条~第19条 (略) 第13条~第19条 (略)

[改正] [現行]

第1章~第10章(略)

第11章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

- 第38条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、基本使用料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 2 当社が提供するIP通信網サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。ただし、料金表第2表(工事費)に規定のない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費の額については、別に算定する実費とします。

第2節~第3節 (略)

第4節 割増金及び延滞利息

第45条 (略)

(延滞利息)

第46条 契約者は、料金その他の債務(第47条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第47条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。<u>以下、この条において同じとします。</u>)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているIP通信網契約について、契約者がそのIP通信網契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのIP通信網契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第1章~第10章(略)

第11章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

- 第38条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、基本使用料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 2 当社が提供するIP通信網サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節~第3節 (略)

第4節 割増金及び延滞利息

第45条 (略)

(延滞利息)

第46条 契約者は、料金その他の債務(第47条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第47条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第5節 (略)

第12章~第15章 (略)

料金表

通則

1~18 (略)

(注) (略)

第1表(略)

第2表 工事費

1 適用

エ 事 費 の 適	用	
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工	した工事に係る交換機等工事
	費、回線終端装置工事費、屋	内配線工事費、機器工事費、
	配線経路構築工事費及び時刻	別指定工事費を合計して算定し
	ます。	
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求に	より同時に2以上の工事を施工
	する場合は、それらの工事を10	D工事とみなして、基本工事費を
	適用します。	
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事	交換機等工事費、回線終端裝	長置工事費及び機器工事費は、
費の適用	次の場合に適用します。	
	区分	交換機等工事費等の適用
	ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配
		線盤等において工事を要す
		る場合に適用します。
	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要
		する場合に適用します。
	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器
		の工事を要する場合に適用
		します。

第5節 (略)

第12章~第15章 (略)

料金表

通則

1~18 (略)

(注) (略)

第1表(略)

第2表 工事費

1 適用

エ 事 費 の 適	用		
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事		
	費、回線終端装置工事費、屋	内配線工事費、機器工事費及	
	び時刻指定工事費を合計して算	草定します。	
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求に	より同時に2以上の工事を施工	
	する場合は、それらの工事を1の	工事とみなして、基本工事費を	
	適用します。		
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事	交換機等工事費、回線終端装	置工事費及び機器工事費は、	
費の適用	次の場合に適用します。		
	区分	交換機等工事費等の適用	
	ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配	
		線盤等において工事を要す	
		る場合に適用します。	
	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要	
		する場合に適用します。	
	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器	
		の工事を要する場合に適用	
		します。	

	工 配線経路構築工事費 第二	1種契約に係る契約者			
	回約	線の設置又は移転に伴			
	<u>(1, </u>	その契約者回線の終端			
	<u> </u>	ある構内(これに準ずる			
	区均	域内を含みます。) 又は			
	建物	物内において、配線経路			
	構築	築の工事を要すると当社			
	<u>が</u> 記	認めた場合にかぎり適用			
	<u>U</u> \$	<u>ます。</u>			
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取	な付けに関する工事について	(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転が	先の取付けに関する工事について
	適用します。			適用します。	
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の	の屋内配線工事費の額に	(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った	生場合の屋内配線工事費の額に
	ついては、2 (工事費の額)の規定に	にかかわらず、別に算定する		ついては、2 (工事費の額)の	規定にかかわらず、別に算定する
	実費とします。			実費とします。	
(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、第1種契約に係る契約者	者からその契約者回線の設	(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、第1種契約に係る	契約者からその契約者回線の設
	置若しくは移転又は品目の変更に関	する工事(交換機等工事		置若しくは移転又は品目の変更	巨に関する工事(交換機等工事
	に関する基本工事費のみ適用となるな	場合を除きます。)を土曜		に関する基本工事費のみ適用	となる場合を除きます。)を土曜
	日、日曜日及び祝日(国民の祝日に	こ関する法律(昭和 23年		日、日曜日及び祝日(国民の	祝日に関する法律(昭和 23 年
	法律第178号)の規定により休日と	された日並びに1月2日、		法律第178号)の規定により	休日とされた日並びに1月2日、
	1月3日及び12月29日から12	2月31日までの日をいいま		1月3日及び12月29日か	ら 12 月 31 日までの日をいいま
	す。)に行ってほしい旨の申出があった	た場合 (配線経路構築工		す。) に行ってほしい旨の申出力	があった場合であって、その申出を
	事費に係る工事の場合は、回線終端	端装置工事費に係る工事の		当社が承諾した場合、その工事	に関する工事費の合計額に、1
	施工日に限ります。)であって、その)申出を当社が承諾した場		の工事ごとに税抜額 3,000 円	1(税込額 3,240 円)を加算して
	合、その工事に関する工事費の合計	・額に、1の工事ごとに税抜		適用します。	
	額 3,000円(税込額 3,240円)を	加算して適用します。		イ 次表に規定する時間帯での	D施工を指定する申込み又は請
	イ 次表に規定する時間帯での施工	を指定する申込み又は請		求があった場合の工事費の額	(2 (料金額)に規定する加算
	求があった場合の工事費の額(2((料金額) に規定する加算		額を除きます。)は、2(料金	額)の規定にかかわらず、次表に
	額を除きます。)は、2 (料金額) の	の規定にかかわらず、次表に		規定する額を適用します。	
	規定する額を適用します。				
				工事を施工する時間帯	割増工事費の額
	工事を施工する時間帯割均	増工事費の額		(ア) 午後5時から午後	その工事に関する工事費の
	(ア) 午後5時から午後 その	の工事に関する工事費の		10 時まで(1月1日から	合計額から1,000円を差し
	10 時まで (1月1日から 合詞	計額から1,000円を差し		1月3日まで及び12月	引いて 1.3 倍を乗じた額に
	1月3日まで及び 12月 引い	いて 1.3 倍を乗じた額に		29 日から 12 月 31 日まで	税抜額 1,000 円(税込
	29 日から 12 月 31 日まで 税 抗	抜額 1,000 円(税込		の日にあっては、午前8時	額 1,080 円)を加算した
	の日にあっては、午前8時 額	1,080 円)を加算した		30 分から午後 10 時までと	額
	30 分から午後 10 時までと 額			します。)	

	します。)		
	(イ) 午後10時から翌日の	その工事に関する工事費の	
	午前8時30分まで	合計額から税抜額 1,000	
		円を差し引いて 1.6 を乗じ	
		た額に税抜額 1,000 円	
		(税込額 1,080 円)を加算	
		した額	
	ウ 回線終端装置に関する工事と別日に、配線経路構築工事		
	費に係る工事のみを行った場合は、その配線経路構築工事費の		
	額は、本欄イの規定にかかわらず、次に掲げる額を適用します。		
	(1) 本欄イ(ア) の場合は、配線経路構築の工事費に 1.3		
	倍を乗じた額		
	(2) 本欄イ(イ) の場合は、	配線経路構築の工事費に 1.6	
	倍を乗じた額		
(7) (略)	(略)		
(8) (略)	(略)		
(9) (略)	(略)		

2	业小人农石
_	74 七 70

					工事費の額
	区分			単位	次の税抜額(かっこ
	E 77			平 位	内は税込額)
		(略)		(略)	(略)
ア 基本工事費		(略)		(略)	(略)
イ 交換機工事		(略)		(略)	(略)
費					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
ウ 回線終端装		(略)	(略)	(略)	(略)
置工事費			(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)

	(イ) 午後10時から翌日の	その工事に関する工事費の
	午前8時30分まで	合計額から税抜額 1,000
		円を差し引いて 1.6 を乗じ
		た額に税抜額 1,000 円
		(税込額 1,080 円)を加算
		した額
(7) (略)	(略)	
(8) (略)	(略)	
(9) (略)	(略)	

2 料金額

					工事費の額
				単位	次の税抜額(かっこ
	区 分			単位	内は税込額)
- +		(略)		(略)	(略)
ア 基本工事費		(略)		(略)	(略)
イ 交換機工事		(略)	(略)	(略)	
費					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
ウ 回線終端装		(略)	(略)	(略)	(略)
置工事費			(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エ 機器工事費	(略)		(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
オ 配線経路構築	(ア) (イ) 以外の場合			1の工事ごとに	14,000 円
工事費					_(15,120円)_
	(イ) 契約者の請	求により、ウの工事と別	日に施工する場合	1の工事ごとに	27,000 円
					(29,160円)
(略)					

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エ 機器工事費	(略)		(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
		(略)			

第3表 (略)

別表1~別表2(略)

附 則(平成27年6月26日経企第688号)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

第3表 (略)

別表1~別表2(略)